

令和4年12月14日

各 共 同 処 理 団 体 長 様

群馬県市町村総合事務組合
管理者 茂 原 莊 一
(公 印 省 略)

令和4年度給与改定実施に伴う退職手当の取扱いについて（依頼）

本組合の運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年度は増額給与改定の人事院勧告及び県人事委員会勧告が行われましたが、貴団体におかれまして、給与改定を遡及して実施した場合の退職手当に係る事務手続きについては、下記のとおりお取扱いいただきますようお願い申し上げます。

記

（１）差額請求手続きについて

遡及期間中に退職し、かつ、今回の給与改定で給料月額に変更があった職員については、退職手当を再度裁定し、差額分を支給いたしますので、対象職員がいる場合、給与改定の実施後速やかに別紙「給与改定に伴う退職手当差額請求書」を作成し、ご提出ください。

なお、送金先口座に変更がある場合には、当該口座の通帳の写しを添付してください。

（２）特別負担金について

上記（１）に該当する職員について特別負担金を徴収している場合には、特別負担金についても差額が発生することがありますので、その場合は、退職手当差額支給時に特別負担金差額徴収依頼又は還付通知を送付いたします。

《担当 業務課 坂田》

《TEL027-290-1352》

《Mail sakata@gck.gr.jp》

【参考】退職手当支給事務関係様式は、「群馬県市町村総合事務組合」のホームページからもダウンロードできます。